

第 5 回 公民館のあり方検討委員会 会議結果（議事録概要）

1. 開催日時：令和 5 年 11 月 10 日（金）午後 2 時 00 分～午後 3 時 55 分
2. 開催場所：佐賀商エビル 7 階 共用大会議室
3. 出席者：公民館のあり方検討委員 13 名
五十嵐 勉委員長、小城原 直副委員長、中山 志穂委員、吉村 純子委員、
浅井 慎司委員、上野 景三委員、溝上 良雄委員、福島 龍三郎委員、
福成 有美委員、内川 実佐子委員、翁 昌史委員、横尾 敏史委員、
田島 みゆき委員（欠席委員 3 名）

事務局

筒井地域振興部長、大野地域振興副部長兼地域政策課長

【公民館支援課】

大坪地域振興副部長兼課長、松尾副課長、蘭公民館支援係長、糸山主事

【社会教育課】

大塚課長、宮崎副課長

【協働推進課】

岡課長

【企画政策課】

峰松主査

4. 議題（第 4 回の再論）
 - (1) 社会教育事業の取組みについて
 - (2) 職員体制等について
5. 会議資料
 - ・ 第 5 回公民館のあり方検討委員会
 - ・ 別紙「他市の状況」

6. 議事内容

<開会>

- ・ 事務局より第 5 回公民館のあり方検討委員会の開会を宣言

<議事>

(1)社会教育事業の取組みについて及び(2)職員体制等について

- ・ 委員長が、第 4 回の議論の内容について慎重な審議が必要であり、再論を行うこととし、前回から議題に変更がないことを述べた。
- ・ 事務局が、資料「第 5 回公民館のあり方検討委員会」を用い、第 1 回から第 4 回までの振り返りを行った後、別紙「他市の状況」の説明を行った。
- ・ 事務局が、新たな活用をするために社会教育施設から一般行政施設に移行した施設

にも公民館という名称が使用できることを、佐賀県まなび課を通じて文部科学省に確認した旨を補足説明した。

【委員からの質疑・意見、事務局からの回答等】

委員：今後の高齢化社会とか10年先、20年先がどうなっているかとか想定した公民館を考えたときに、今の縛りの中ではできないことがたくさんあると思う。また、佐賀市の公民館は1次避難所になっているが、普段、公民館に行く機会がない層にとっては、公民館に行くこと自体ハードルが高いのではないか。新たな活用として挙げられているカフェやマルシェを通じて公民館がいつも行く場所になればハードルが下がるので、営利活動の制限を取り払ってほしい。利用制限が取り払えるかが重要なので、公民館という名称は特に変える必要はないと考える。

委員：佐賀市には32の公民館があるが、名称を変更する場合、統一した名称にした方が混乱はないと考える。

委員：公民館という名称を失くしたいわけではないので、社会教育施設ではなくなっても公民館という名称を使えるということであれば、取組みを新たにしても公民館という名称を変える必要はないと考える。

委員：地域住民の利用の妨げにならない程度に、営利目的の利用であっても使用料を取って受け入れたらいいのではないかな。

委員：公民館という名前を残しておく、営利目的の利用者に対する抑止力になるのではないかな。どのような施設なのか想像できない名称にするくらいなら公民館のままでよいと考える。

委員：若い世代からしたら、コミュニティセンターや交流センターといった名称の方が足を運びやすいかもしれないが、佐賀市民にとって公民館という名称は馴染み深いものであり、大事なものは名称ではなく中身だと考えるので、公民館という名称はそのままに、新しい活用についての周知徹底に注力してはどうか。

委員：以前、PTAの仲間から、学習塾を思い立ち、鍵っ子のような子どもたちに勉強を教え宿題を見てあげながら居場所をつくりたいと考えたが、ボランティアでは生活が成り立たないので、有料で学校の傍にある公民館でできないのかと相談したけれども、営利目的というところで断られてしまったと聞いた。

若い世代が新たな公民館の活用法を思いついても、現在の使用制限のせいで足が遠のいてしまっている。ある程度営利活動を認め、公民館を通じてまちづくり協議会など地域コミュニティとのつながりが生まれ、引いては若い世代のコミュニティ参画、地域の担い手の確保、地域活性化につながる

っていくように、若い世代をどのように取り込んでいくか考えていかなければならない。

委員：公民館の名称のまま新たな活用について広報しても、市民の意識はなかなか変わらないのではないかと。様々な人々が利用できることと広く認識してもらうためには、公民館という名称から変更した方がいいと思う。

委員：人の意識というのは名称で刷り込まれた認識みたいなものがある、その意識を変えていくところに、行政の方で力を注がれるとは思いますが、思うほど意識は変わっていかないということが世の中にはたくさんある。名は体を表すもので、新たな活用をしていくのであれば、名称を変更した方がもっと活用されやすくなると思う。

委員：新しい施設になっても社会教育機能が大切だという認識が失われないのであれば、名称にこだわる必要はないと考える。今の社会教育施設としての公民館での関わりというのは様々な地域活動の第一歩だと常々感じているので、新しい施設にも社会教育機能は備わっていてほしい。子育てで頼れる場所であってほしい。子育て支援や家庭教育支援という機能を付加すると明言してもらいたい。

委員：一般行政施設になった場合でも、地域に根ざした施設であってほしい。その場合に地域に根ざした施設であるためには、いろいろな方々に利用していただけるような環境づくりを考える必要がある

委員：公民館に求められているのは地域コミュニティ活動の拠点であることであり、コミュニティの力を維持し、強化する機能を備えることが大切だと考える。現状の公民館の取組みでは魅力が足りないというのであれば、活用法が広がる一般行政施設に移行すべき。

委員：公民館に対する既存のイメージが強い市民からしたら敷居が高く感じられる要因になるかもしれないので、新しい名称がいいのでは。公民館の方がいいという結論になった場合、新しい施設だと周知するためにロゴマークをつくるなどの工夫があればいいと感じる。

委員：ロゴマークについて調べてみると、佐賀市の公民館には「カンカン」というパンダのマスコットキャラクターがいることを知った。存在しているのに周知されていないとしたら、そもそもの公民館のミッションについても知らない市民が多いのではないかと。名称を新しくし、新しい施設のあり方を打ち立てると同時に、市民にわかりやすい説明をする必要性を感じる。

委員：将来を考えると、名称を変更し地域住民の幅広い利用を考えていくことが地域のニーズに添えていくことになるのではないかと。その反面、現状の職員体制で対応できるのか疑問である。

- 委員：地域の公民館なので、敷居を低くし誰もが利用できる居場所であってほしい。フリースペースは、とてもよい居場所だと思っている。
- 委員：十分な人の手立てを含め地域団体の優先利用を確保した上で、多様な活用を図るため、一般行政施設への移行に賛成する。
- 委員：公民館長については、フルタイム勤務を希望したい。
- 委員：社会教育法の制限の枠を超えた地域コミュニティ活動がもっと活発にできるように一般行政の位置づけに変更し、名称も変えた方がよい。キャパシティの問題があるので、地域団体の利用を優先し営利活動には高めの料金設定にすべき。
- 委員：地域団体への支援をもっと公民館にやってもらいたい。地域への支援内容については各公民館バラバラなので、平準化すべきである。
- 委員：現在、館長は短時間勤務の会見年度任用職員で事務屋になっており、中には第2の就職口と思っている方もいるようだ。公民館で市民サービス機能を付加し、職員体制の充実と質の向上を図ったらどうか。
- 委員：10年先、20年先を見越した場合、これまでの社会教育施設としてのあり方を踏まえた上で、地域の事業者等と連携して今後想定される地域課題を予防したり解決したりできるような拠点施設を目指す必要があるのではないかな。そのためには事業者等と協働で地域循環型ビジネスを興すなどして利益を生み、雇用や人材育成など地域へ再投資する仕組みづくりが必要になると考える。
- 委員：若い世代が働きたくなる寄りたくなる施設というのは、若い世代が一家族を養える程度の収入を得られる雇用があることか条件になってくるのではないかな。そのためには、施設が地域住民にサービスを提供する場ではなく、地域住民が未来についての議論や対話をするようなプロセスの場である必要がある。
- 委員：未来に残すべき新しい施設の機能を言語化でき、それがわかりやすいものであれば改称した方がよいと考える。
- 委員：改称よりも施設について知ってもらい、足を向けてもらって親しんでもらうことの方が本質的に大事。
- 委員：公民館の人件費の大きさに驚いているのが正直なところ。人口減少が進む中、このまま続けて維持できるのか。公民館を維持するためにはサービスの受け手ではなく、参画者や当事者が増える事業を考えることが重要なのではないかな。
- 委員：一般行政施設にした場合でも、例えば地域でコミュニティビジネスを行う際、現状の職員で助言ができるかという点と難しい点があるだろうし、職員の

本来業務からかけ離れる可能性も考えられる。より専門性の高い人員を配置する議論が必要ではないか。

委員：資料に「10年先、20年先を想定し」とあるが、どのような想定をしたらよいのかよくわからない。具体的な想定の上で公民館がどういう役割を果たすのかを考えて、果たせないから施設の名称や法律の枠を変えてやっていくという話になるだろうと思う。そういう議論を抜きにして、地域コミュニティ活動の拠点としての機能をさらに高めるといわれてもよくわからないし、いいとも悪いとも言えない中で議論が進められていることに対し、危惧を覚えている。

事務局：これから先、人口減となって税収減になり地域の力も落ちていくと想定されている。地域の現状維持、更なる向上を目指すため、佐賀市の政策のなかの1つである公民館でも何かしらの新たな取組みが必要であると考えている。現状を鑑み、どのようなことに取り組みばいいか、当該委員会の委員の皆様からお知恵を拝借したい。

委員：社会教育法の枠組みがあるから利用者が増えていないというエビデンスがあるのだったら枠を取り払うという話にもなるだろうが、そのエビデンスが議論に上っていない。前回の委員会で、資料にある新しい活用については現行法の枠組みでもできるとわかっている。公民館のままだも新しい施設になっても今できていないことは、職員の資質が向上もしない限り、これから先もできないのではないか。一般行政に移行したらできるというのはあまりに楽観的過ぎる。

また、この他、特定の政治団体や特定の宗教団体との関係があるので、そのことも含めて議論をする必要があるのではと思う。

事務局：社会教育に取り組む公民館職員の資質向上については、前回、研修を行うなどの提案をいただいたが、そのようなことを含めて人員体制の強化に取り組みたい。

事務局：別紙「他市の状況」の通り、福岡県飯塚市と山口県周南市が市民に聴き取りを行っており、いずれも使用の制限が緩和されたあと使いやすくなった、新しい利用者も増えたとの回答を得ている。

委員：まちづくり協議会は地域コミュニティ室が支援しているが、現状まちづくり協議会は団体の維持に四苦八苦している。公民館が一般行政に移行したあと、まちづくり協議会の持続性は担保できるのか。

事務局：まちづくり協議会が団体の維持に苦慮しているのはその通りであり、地域コミュニティ室としては現在、市内をブロックに分け、4校区程度のまちづくり協議会に集ってもらい、それぞれの困りごとについて互いの経験や知

見を出し合うことで解決できるような情報交換の場を定期的に設けている。そういった中で他の協議会からヒントをもらいながら、自分たちの協議会の方でも後継者や次の担い手の方々をどうやって取り込んでいくかという工夫をされている。それがすぐ解決するかといえば難しいところもあるが、今後地域コミュニティの拠点として公民館があることで、まちづくり協議会の皆さんが今まで以上に活動できるような形に何とかできればと思っている。

委員長：まちづくり協議会共通の課題として役員の担い手不足があることは聞き及んでいる。一方、活動が充実していると答える役員はその理由として地域団体だけでなく多様な主体と連携して活動することにより新たな展望や可能性が見えたことなどを挙げている。そのことから多様な主体との連携がまちづくり協議会の持続性の鍵となるのではないかと考える。

委員：具体的な職員数は委員会以降の課題だろうが、将来的にコスト増は避けられない状況だと考える。前回までの委員会で収益事業や自主財源についての話が出ていたが、現状、そこまで踏み込んで考えなければならないのではないかな。

委員：先ほど事務局から人口減による税収減の話があったが、人員のコストカットを前提に議論してほしいということなのだろうと感じた。その場合、運営体制の見直し指定管理者制度を導入するのかという議論は避けられないのではないかな。地域活動の担い手不足が課題になるなど地域づくりに見通しが立たない現状において、一例として、コミュニティ室が関与することによってコミュニティ活動の拠点としての機能が高まっていくという見通しが立つのであればよいが、公民館を一般行政施設に移行するというところだけを決めてもそこで終わってしまうのではないかな。

委員：公民館が一般行政施設になり、新たな活用によって営利団体などに広く開放された場合、地域団体が活動場所を確保しにくくなるなど支障が出るのではないかと不安を覚えている。移行後も地域団体が活動場所を確保できるような支援体制について検討してほしい。

委員：税収減になると公的サービスが縮小され、地域の共助の力をいかに引き出すかということが課題になる。そのコーディネートにはかなりの専門性を要し、従事者には相応の身分保障も必要となってくるだろう。この部分についてはコストカットではなくしっかり予算を取るべきだと考える。

委員：佐賀市や市民が、今後、公民館をどういう位置づけにしたいのか、どういう場所にしていくのかという強いこだわりのようなものが特に見えず、「社会教育は絶対に残す」ということだけが合意しているところなのであれば、

今のままの公民館でよいのではないか。

委員：社会教育施設としての公民館の機能を残してほしいので、一般行政施設に移行するというのであれば、ロゴマークなどで社会教育の拠点であることが伝わるようにしてほしい。

委員：新しいチャレンジは痛みを伴うものだと考えている。意識を変えるために名称は変更すべき。どのような名称であるべきか判断はつかないが、昨今「有意な集まり」や「新しいものを発生させる」といったよいニュアンスで捉えられることが多い「コミュニティ」という単語を入れた名称は候補に挙がるのではないか。

委員長：条例で社会教育機能を持った公民館に代わる施設が設置されることを定めるため、それによってある程度担保されることになると思う。

委員：名称について、一般行政施設であれば、その時々において地域社会が抱える課題を解決していく拠点であるということがわかるようにした方がよいのではないか。

委員長：将来、改称するタイミングがあるかもしれないが、現状において一般的な名称にするのが安定的だと思う。その時々において重要な社会的ニーズに関連する用語は多数出てくるが、時流がどう変化しても地域の拠点はコミュニティである可能性が高く、よって「コミュニティ」は重要な社会的ニーズに関連する用語であると思う。

委員：この委員会での取りまとめは決定事項か、案か。

委員長：案である。当該委員会の提言をどう扱うかは市の判断となる。

委員：当該委員会で提言したあとに市民に諮って名称を公募するようなことはあるのか。

事務局：提言をいただいたあと、決定方法や過程の説明等は内部で詰めていくことになる。

委員長：取りまとめは提言書であり、通常の計画書とは性格が異なるものである。

委員：社会教育法から外れる、外れないという話はどうなるのか。

委員長：一般行政施設に移行する前提であれば、社会教育法によらない施設ということになる。

委員：その決定がいつどのようになされるかは当該委員会では決まらないということか。

委員長：当該委員会ではすべての意見を取りまとめて提言するだけとなっている。

委員：当該委員会における提言は、採択されないということか。

委員長：どちらにも解釈できるようなことは提言にはならない。委員会としての大筋の方向性を出した上で、危惧される点とか配慮が必要な点を盛り込むこと

になる。

委員：当該委員会において若い世代の公民館に対するハードルを下げることによる地域活動への参加について考えることは重要だが、まちづくり協議会の運営に関してはまちづくり協議会として考えなければならないことで、公民館とは切り離して考えてもいいのではないか。

委員：一般行政施設にして地域コミュニティ活動と社会教育事業の両輪で施設を動かす前提であれば、まちづくり協議会のあり方についても同時に検討する必要性を感じる。

<閉会>

- ・事務局が、次回日程について1月23日午後2時より、同じ会場で開催することを伝え、閉会を宣言した。

<了>